

## 第13回大津市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月13日(火) 13時30分から15時56分

2. 開催場所 大津市役所 新館7階 特別会議室

3. 出席委員(18人)

会長	4番	橋本	正和
副会長	3番	大伴	四郎左衛門
副会長	6番	山本	公彦
副会長	10番	西村	正明
	1番	高谷	久美子
	2番	宇野	幸太郎
	5番	安井	善次
	7番	田中	謙一
	8番	西村	博
	9番	森元	直紀
	11番	森田	康裕
	12番	横山	成治
	13番	松尾	比古敏
	14番	正田	富美子
	15番	上坂	雅彦
	16番	服部	みさ子
	17番	槌田	昌子
	18番	三田村	美江

4. 欠席(0人)

5. 説明員(1人)

農林水産課

6. 傍聴人(0人)

7. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 9番 森元 直紀 委員  
11番 森田 康裕 委員

第2 議案第47号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第49号 農用地利用集積計画について  
議案第50号 「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・

評価」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について

- 報告第71号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 報告第72号 農地法第5条第1項7号の規定による届出について
- 報告第73号 農地法第18条第6号の規定による通知について
- 報告第74号 農業者証明について
- 報告第75号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第76号 転用届出・許可分の現地確認について（工事完了確認）
- 報告第77号 令和4年度予算編成に係る大津市農業委員会の意見書について
- 報告第78号 広報誌「みどりのこだま」9月15日号について

### 第3 その他事項

#### 8. 農業委員会事務局職員

局長、次長、係長、主査、主査

#### 9. 会議の概要

事務局 皆さん、こんにちは。本日も大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、定刻となりましたので、第13回大津市農業委員会定例総会を開会いたします。

最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。

なお、本日の先唱につきましては、議席番号13番 松尾 比古敏委員に先唱いただきますので、以後一斉にご唱和をお願いいたします。

委員 それでは、農業委員憲章を申し上げます。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局 ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、会議全体の司会進行については副会長の輪番制とし、議案の審議は、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により会長にお願いしたいと存じます。本日の司会については、南部選出の副会長であります西村 正明委員をお願いいたします。

それでは、開会に当たり、西村 正明副会長からご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

副会長 皆さん、本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りありがとうございます。

さて、今年は梅雨入りが早かったのですが、いよいよ梅雨明けの様相になってまいりました。先般は静岡の熱海で大規模な土石流が発生しましたことから、亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げます。そして、熱海の被害に加え、まだ現在、全国各地で豪雨による被害が拡大しております。この方々が被害に遭われたことに対しましても、心よりお見舞い申し上げます。

一方、我々の農作業のほうですが、降り続くこの雨の影響でスケジュールの変更を余儀なくされているかと思えます。もうすぐ梅雨明けすると思いますが、一気に作業を加速しなければならない状況となっております。これから夏場に向けて暑さとの戦いということになりますが、健康には十分注意しながら頑張っていきたいところでございます。

それでは、議事に入りたいと思います。議事に入るに先立ち、本定例会総会の成立について申し上げます。

本日は、全員にご出席いただいております。農業委員会等に関する法律第28条第4項の規定により、本定例会総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ウェブ会議を導入しております。今月は15番 上坂 雅彦委員、17番 槌田 昌子委員がウェブにて本会議に出席をされております。

なお、通信状況によりウェブ会議が中断した場合には、議事を一旦中断することもありますので、あらかじめご了承ください。

それでは、議事進行については会長、よろしく申し上げます。

議 長

それでは、日程に従い進めさせていただきます。座らせていただきます。

なお、事前に質問はありませんでしたので、ご発言はご意見に限って簡潔にお願いしたいと存じます。

また、議事録整理のため、発言に当たっては挙手し、氏名を述べていただいた上で、ご発言いただきますようお願いいたします。

いつものことですが、携帯電話については電源をお切りいただくか、マナーモードに設定をよろしく申し上げます。

それでは、議事が円滑に進行できますよう、ご協力をよろしく申し上げます。

本日の議事録署名人を指名いたします。

9番 森元 直紀 委員

11番 森田 康裕 委員

よろしく申し上げます。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第47号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて本定例会総会の議決をもとめる。令和3年7月13日提出。大津市農業委員会 会長 橋本 正和。事務局の説明を求めます。

事務局            それでは、議案第47号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は2ページです。

                      これは、農地を農地のまま耕作目的で、権利の設定・移動を行おうとするものです。

                      今月の申請は1件です。譲受人、譲渡人の住所・氏名・土地の所在等につきましては、議案のとおりです。

                      それでは、別紙、位置図等を併せてご覧ください。

                      No. 1の申請土地は、位置図は1ページです。市立伊香立小学校から北西へ約500mに位置します、市街化調整区域、農用地区域内、いわゆる青地の田1筆です。

                      譲渡人は、現在会社員で、将来もこの土地で営農をする見込みもなく、今から財産整理を始めておられます。譲受人は、譲渡人からの申出により、今回協議がまとまったものです。

                      申請土地は、現在も譲受人が利用権にて耕作をされております。

                      以上、1件については、農地法第3条第2項の各号には該当しないことを報告いたします。

                      以上、議案第47号の説明といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長            説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定・移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いします。No. 1の伊香立上在地町について、地元委員よりご意見を申し上げます。

委 員            当申請地は、伊香立上在地町であり、この土地の真横に譲受人の家があります。それと、今は〇〇さんの土地を〇〇さんが利用権設定で作られており、花とか野菜をやっておられます。7月10日に推進員と〇〇さんと立ち会いをし、いろいろ聞きましたが、何ら問題はないと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長            はい、ありがとうございます。

                      それでは、何かご意見ありますか。

                      (なしの声)

議 長            それでは、ご意見もないようですのでお諮りします。

                      No. 1について、賛成の方は挙手をお願いします。

                      <採 決>

議 長            挙手全員により、議案第47号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No. 1は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。このことについて本定例総会の議決をもとめる。令和3年7月13日提出。大津市農業委員会 会長 橋本正和。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明をさせていただきます。農地法第4条第1項の規定による許可申請についてはございませんでしたので、議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明をさせていただきます。

今月の案件は7件となっています。

それでは、順に説明をさせていただきます。まずNo. 1です。議案書は4ページですが、場所は大津市北比良、譲受人〇〇、譲渡人〇〇、転用目的は露天駐車場です。位置図については、お手元の資料で言いますと、2ページ、3ページ、現地の写真は4ページ、関連資料は5ページ以降となっております。

申請地は、JR比良駅から南西約550m、市立比良保育園の北700mに位置しています市街化調整区域、農業振興地域、農用地区域外（白地）の農地1筆です。

申請地は転用の立地基準に基づき判断いたしますと、中山間地域にあって農業公共投資の対象から外れた小集団の生産性の低い農地であり、甲種第1種、第2種及び第3種のいずれにも該当しないと判断いたしましたので、その他の農地という判断の下、第2種農地に準じて扱うこととします。

譲受人は、自社の所有する自動車修理工場の用地が手狭となっていたところ、当地の所有者から土地の購入の話があったということで申請をされています。

計画によりますと、敷地全体に盛土を行い整地し、雨水は自然浸透及び敷地内に設けた浸透ますに放流するというので、周囲への影響はございません。

なお、当該申請地については、公図と現地の位置関係に相違があり、現在、公図訂正に向け、関係者及び関係機関と協議を進めておられますが、隣接する農地については、事業実施の承諾を得られており、また、地元土地改良区の了解も得ているということで問題はございません。

事業資金については、金融機関の預金確認をしており問題はありません。

なお、補足といたしまして、4ページの写真をご覧になってください。

今回の申請地については、黄色で囲まれた部分の真ん中、〇〇ですが、その隣接に、〇〇がございまして、さらに水路、里道となっております。申請者は、〇〇も合わせ購入され、一体として転用される意向がございしますが、今回の申請では、〇〇のみの転用となっております。進入路については、別紙写真4ページで見ていただくと、赤色の矢印の部分となっております。

次に、12ページの説明書、縦に向けていただいて、①をご覧になっていただきますと、先ほどの〇〇、隣接については、要約しますと、地権者の相続手続が遅れているということで、やむを得ず、今回は除外した形で転

用手続きをされたということで記載がされています。相続手続きが整い次第、再度、転用申請をされると伺っております。

なお、今回の申請においては、〇〇のみでも、写真でご覧いただいたとおり、転用計画の達成自体には支障がないという判断がされますことから、今回のご審議にかけさせていただいたということでございます。

また、下の②につきましては、先ほど説明をさせていただいた、公図の混乱とその訂正手続きに関する事情説明となっておりますので、ご承知をいただければと思います。

現地調査については、6月24日に実施をいたし、一日立会委員、また〇〇委員、地元農業委員、地元推進委員に現地のご確認をいただきました。

続きまして、No. 2、議案書は5ページですが、場所は天津市伊香立南庄町、譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、転用の目的は自己居住用住宅です。

位置図はお手元の資料中、13、14ページ、現地写真は15ページ、関連資料は16ページ以降となっております。

申請地は、県立北大津養護学校の南約1kmに位置しています市街化調整区域、農業振興地域、農用地区域外（白地）の農地1筆です。

申請地は転用の立地基準に基づき判断をいたしますと、市街地化が見込まれ、相当数の街区を形成している区域の農地であると認められますことから、第2種農地に判定をいたしました。

申請人は、昭和54年に2筆とも相続をされましたが、そのうち〇〇については、それ以前の昭和13年頃に、既に住宅が建築されていたということでございます。以後、現在に至るまで転用手続きはされておりませんでした。

このたび、隣接します別地番〇〇に、新たに自己居住用住宅を建築されるために用地調査を実施されたところ、先ほど申しました、既存の住宅について登記地目が農地のままであるということが判明し、新たに建築される農地転用に合わせて、今回、別紙16ページのとおり顛末書を添えて申請をされたものです。

計画によりますと、〇〇については、写真、15ページでご覧になっていただくと分かるのですが、既に住宅用地として利用されているため、転用に伴う新たな影響は生じません。また、〇〇については、別紙の21ページ辺りをご覧になっていただければと思うのですが、〇〇、この図面と言いますと左奥のほう、予定建築物ということで点々で囲われた分、ここに家を建てるという話となっております。切土及び盛土により整地をされることとしています。雨水は、自然浸透及び敷地内のU字溝に排水されるほか、生活排水は公共の汚水ますに排水されるということで問題はありませぬ。

また事業実施に当たり、隣接する農地所有者の所在が一部不明であったということで、20ページのとおり、代わりに現在土地を管理しておられる方がおられ、その方の承諾を得られています。それでよいというふうなことでございましたので、問題はないものと考えます。

事業資金については、金融機関の預金等の確認をしており問題はありません。

現地調査については、6月24日に実施し、一日立会委員、〇〇委員、地元農業委員、地元推進委員に現地の確認をしていただきました。

続きまして、No. 3、議案書は6ページです。場所は天津市真野一丁目ですが、位置図はお手元資料中、24、25現地写真は26ページ、関連資料は27ページからとなっております。

借人は〇〇、貸人は〇〇、転用目的は自己用住宅でございます。

申請地は、JR堅田駅から北西に700m、北警察署から南西に1.5kmに位置します市街化調整区域、農業振興地域内の農用地区域外（白地）の農地2筆です。

申請地は転用の立地基準に基づいて判断をいたしますと、住宅の用に供する施設が連たんしており、市街地化した医域内の農地であると認められることから、第3種農地に該当すると判定をいたしております。

申請地は、別紙26ページをご覧ください。〇〇につき、10年以上前から露天駐車場として利用されてきて、農地転用申請をされていませんでした。

このたび、ご親族の住宅用地としての活用を考えられた中で、農地転用の申請をせず、露天駐車場として利用していることが判明したことから、27ページのとおり、顛末書を添え、申請をされています。

なお、先ほど〇〇についてご説明をしたのですが、〇〇についても今回の農地転用の直前にもう整理をしてしまったということでございましたので、27ページの顛末書については、両筆ともについて書いていただいております。

計画によりますと、敷地全体をほぼ現状のままに整地され、雨水は自然浸透及び敷地前面の道路側溝に排水されるほか、生活排水は公共の汚水ますに排水されるため、問題はありません。

隣接する農地は自己所有農地以外なく問題はありません。

事業資金は、金融機関の融資確認をしており問題はありません。

現地調査は6月24日木曜日に実施し、一日立会委員、〇〇委員、地元農業委員、地元推進委員に現地確認をいただきました。

続きまして、No. 4、議案書は7ページでございます。場所は天津市真野一丁目、譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、転用目的は自己居住用住宅です。

位置図はお手元資料中、31、32、現地写真は33、関連資料を34ページから掲載しております。

申請地は、JR堅田駅の北東450mに位置しております市街化調整区域、農業振興地域、農用地区域外（白地）の農地1筆です。

申請地は転用の立地基準に基づき判断すると、JR堅田駅からおおむね500m以内にあることから、市街地化が見込まれる区域内的の農地であると認められ、第2種農地に該当すると判定をしております。

譲受人は、現在賃貸アパートに居住されていますが、結婚されアパート

が手狭となり、一戸建住宅の建築を考えられ、今回の申請をされたものです。

計画によりますと、敷地全体に盛土を行い整地し、雨水排水は前面道路側溝へ放流されます。また、隣接農地との境界には、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ措置を取られるため、周囲への影響はありません。

転用に当たり、隣接には譲渡人の所有農地以外の農地はなく、地元農業組合等にも説明をしておられ、問題はありません。

事業資金については、金融機関から融資を受ける予定であるということで確認しており、問題はありません。

現地調査を6月24日に実施し、一日立会委員、〇〇委員、地元農業委員、地元推進委員に現地確認をいただきました。

続きまして、No. 5ですが、こちらについては議案書の差替えをさせていただいており、皆様のお手元にお配りしました、またウェブの方にもメールでお送りさせていただきました、議案第48号のNo. 5というものでご覧になっていただければと思います。

それでは、ご説明をさせていただきます。場所は大津市真野普門三丁目、譲受人は〇〇、譲渡人〇〇、転用目的は太陽光発電設備の設置です。

位置図はお手元資料中、39、40、現地写真は41、42、関連資料を43から掲載しておりますので、ご覧になっていただければと思います。

では、ご説明いたします。申請地は、市立真野中学校の南250m、真野北市民センターの南西400m、国道161号真野インターの北550mに位置しています市街化調整区域、農業振興地域、農用地区域外（白地）の農地6筆となっています。

申請地は転用の立地基準に基づき判断いたしますと、団地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連たんした区域に近接した農地であることから、市街地化が見込まれる区域内的の農地であると認められ、第2種農地に該当すると判定をいたしました。

譲受人は、全国で太陽光発電事業を手がけておられる事業者であり、譲渡人との間で話がまとまったことから、今回申請をされたとのことでした。

計画によりますと、敷地全体に太陽光発電パネルおよそ3300枚を設置する計画です。敷地については整地せず、そのまま利用をされることとしています。雨水排水は、既存の排水経路をそのまま利用し下流へ放流されます。また、隣接地との境界にはフェンスを設置され、外部の侵入を防ぐ措置を取られる予定です。

また、現地の写真については、40、41ページとなっておりますが、ちょっと飛びまして、56ページ、57ページですが、今ちらりと申し上げました、雨水排水に関する計画図です。詳細は割愛させていただきますが、今回の敷地全体ですが、敷地全体に雨水をためる揚所と考えたということで、その計算が57ページに書いてございます。計算上はということでございますが、問題がないということで、一番右下にオーケーと書いた

のがそういうことだということです。

なお、さらに今回の転用に当たりまして、さらに広域、ここの土地以外の土地も含めた流量計算については、現在、滋賀県の担当課、流域治水政策室というところがございまして、そちらと協議を行っているという状況でございます。

転用に当たり、事業資金については、金融機関の預金を確認しており、問題はございません。

また、隣接する農地については、事業実施の承諾を得られているという書類の提出がなされております。

なお、このことに関しまして、申請者（譲受人）と隣接農地所有者との間で、承諾の事実に関し現在意見の相違が見られています。

しかしながら、そもそも国は現在、隣接農地所有者の同意書について、一律添付を求めるという扱いをしておらず、あくまでも、農地転用申請における、その他参考となるべき書類として、周辺農地への営農に支障を及ぼすおそれがある場合に限って、補足資料として添付を求めるものとしているのが現状です。（令和3年8月1日(日)の第15回大津市農業委員会総会にて、『そもそも国は現在、隣接農地所有者の同意書について、一律添付を求めるという扱いをしておらず、「農地転用によって、周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合」に該当しないことを補足する場合などに限り添付を求めることができるものとしております。』に訂正。)

また、先ほどの現地写真、41ページ、42ページをご覧になっていただければと思いますが、周辺農地の営農状況を確認していただきますと、41ページの上から順に、40ページの地図で言いますと、左から順に写真をつないでいっているということで捉えていただければと思います。ですから、40ページの写真で言うと、左のほうのちょっと突き出た辺りから41ページの写真、〇〇、〇〇、〇〇と右側に移動していっているということで御理解いただければと思います。

それで、次のページも順番につながっているということでお考えください。

話を戻しますと、42ページの右下写真は3枚ございまして、の左側に〇〇というところがございまして、こちらが今回の申請地の隣接農地となります。

こちらがどこかということなのですが、位置図で言いますと、52ページの右下に〇〇、山林ということを書いてある場所があるかと思えます。こちらが隣接しております〇〇の場所で、そこを見比べをしていただければと思います。それ以外の転用の場所が〇〇の横でちょっと太線で囲われた場所であるということで見えていってくださればと思います。

写真に戻りますと、〇〇の関係としまして、左下写真ですが、鉄の棒の写真が写っています。これは、下流に〇〇池というところがございまして、前後して申し訳ありません、先ほどの40ページの位置図に戻っていただ

きたいのですが、40ページの位置図で言いますと、一番真ん中の下に、2500:1と縮尺が書いてあって、その上に米粒の半分みたいなのがあります。この辺りが下流の〇〇池という場所になり、こちらからポンプアップで揚げた水を、一旦上流にあります分水池にため、そこから先ほどの写真42ページにもありましたとおり、隣接の〇〇に引き込むための開閉バルブ、先ほどの鉄の棒と申し上げたのが写真42の左下ですが、こちらの〇〇へ引き込むための開閉バルブにつながっていくということで、水利を賄っていると伺っております。

こうしたことを踏まえますと、隣接する農地については、今後も営農に支障がないものと考えられるかと思えます。

また、地元土地改良区の意見に関し、意見を求めたことの経過書が提出されています。

こちらについては、本日、別紙で1枚、皆様に裏表でお配りをさせていただいております。ウェブの方についても、たしかNo.2と3だったかと思うのですが、データでお送りさせていただいている分です。

まず、皆様、裏表をご覧になっていただければですが、地元土地改良区には意見を求めるため、複数回説明しておられるというのが、こっちの日付が入って表になっているほうの部分ですが、意見を求めるため複数回の説明をしておられますが、30日以上経過しても意見書をもらえていませんとのことで、その事情を記した書類の提出がこちらの1と書いてあるほうです。

ですから、これについては、お手元の資料の、申し訳ありません、60ページの差替えでございます。60ページの差替えとして、今、皆様、お集まりの方は下に1と書いてあるほう、ウェブの方は、申し訳ありません、表のほうですが、こちらがお手元の既にお持ちの資料の60ページの差替えでございます。この差替え版でご覧になっていただければと思うのですが、事情書の提出がされています。

これについてですが、農地法施行規則第57条の4第2項第3号というところがございまして、その手続が記載されております。申請に係る農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書の提出が求められますが、意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合には、事由を説明した書類の提出をするものと法の中で定めがございます。その書面が、今ご説明させていただいた書類で、この表で言いますと2020年の7月25土曜日の右側に3行ありますが、2行目から、本事業について意見を求め、「土地改良事業主体との調整を了したことの証明」の発行を求めたとのことで、これがその求めた日からという部分でございまして、書いてあるという状況です。

この書類があるとともに、今後も継続して協議を続けていくということは事業者のほうから伺ってございます。

なお、このことに関して、本日お集まりの方については裏側です。別紙2、ウェブの方も別途データをお送りしたのですが、こちらです。〇〇土

地改良区という書類ですね。裏側、2ページをご覧になっていただければと思うのですが、この書類が先日提出されているということです。

ですから、私どものほうに書類の提出があった時にはなかった書類、それ以降に出てきたということで把握をさせていただいたのが、本日皆様に追加でお渡しさせていただいた書類であるということです。

こうしたこと、土地改良区の方の意見でありますとか、先ほどからご説明をさせていただいたことを踏まえ、皆様にご審議をいただいた結果、許可相当との意見がもし多数となりました場合には、許可条件に、地元土地改良区や地元農業組合、また隣接農地所有者等の意見を十分尊重し、周囲の営農に支障のないように適正に対処されたい旨、記載すべきであると考えております。

なお、今回の申請につきましては、7000㎡ということで面積が広うございまして、滋賀県農業会議・常設審議委員会への諮問案件ともなっております。

また、今回の申請は、別途お配りしておりますが、大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例の許可を得る必要もあり、これについても別途申請を既にされています。

委員の皆様は農地法における許可相当とご判断をいただき、諮問においても許可相当との判断がなされましたら、大津市の太陽光条例と同時許可にて許可書を発行するという手続となっておりますので、ご承知をいただければと思います。

現地調査については6月24日に実施をし、一日立会委員、〇〇委員、地元農業委員、地元推進委員に現地確認をしていただきました。

続きまして、No. 6、議案書は9ページです。場所は大津市淀三丁目、借人は〇〇、貸人、〇〇、転用の目的は露天駐車場及び露天資材置場です。

位置図はお手元の資料中、62、63、現地写真を64、関連資料を65ページから掲載しております。

申請地は、大石の大津クリーンセンター最終処分場の東に250m、大石緑地スポーツ村の西300mに位置しています農業振興地域、農用地区域外（白地）の農地2筆です。

申請地は、転用の立地基準に基づき判断をすると、農業公共投資の対象から外れた小集団の生産性の低い農地であり、転用の立地基準に基づき判断すると、甲種、第1種、第2種及び第3種のいずれにも該当しないとのことで、その他農地として判定をし、第2種農地に準じて扱っております。

申請人は、おおむね15年ほど前から自己の親族が経営する建設業の露天駐車場として利用されてきましたが、農地転用の手続をされていませんでした。

このたび、農地転用手続をせず露天駐車場として利用していることが判明し、地元委員のご指導もいただいた中で、65ページのとおり顛末書を添えて、転用の申請をされたものです。

また事業実施にあたり隣接する農地の承諾を得られているほか、当該地

ですが、過去に建築されていた倉庫等は全て撤去済みで問題はありません。

また、新たな費用等は伴わないことから、問題はありません。

現地調査を6月24日に実施し、一日立会委員、〇〇委員、地元農業委員、地元推進委員に現地確認をしていただきました。

続きまして、No. 7、議案書は10ページです。場所は天津市新免二丁目、譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇です。転用目的は店舗付住宅の一部です。

位置図については、70ページ、71ページ、現地写真は72ページ、関連資料は73ページからとなっておりますので、よろしくお願ひします。

申請地は、市立田上中学校の南東550mに位置する農業振興地域、農用地区域外（白地）の農地1筆です。

申請地は転用の立地基準に基づき判断すると、中山間地域にあつて農業公共投資の対象から外れた小集団の生産性の低い農地であり、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも該当しないという判断をし、その他農地と判定をし、したがつて第2種農地として準じて扱うこととしました。

譲受人は、写真72ページをご覧いただいたほうがよく分かるのですが、平成4年に隣接する地番〇〇番を農地転用され購入されています。それに合わせて、隣接する今回の黄色で囲われた〇〇についても、自己の店舗付住宅の一部として利用されてきましたが、農地転用の手続をされていませんでした。このたび、用地整理をされるため、73ページのとおり顛末書を添えて、申請をされたものです。

現地は、既に店舗付住宅の一部として使用されており、転用に伴う新たな影響は生じません。隣接する農地はありますが、既に現況農地ではなく、周辺農地への影響はありません。また、新たな費用等は伴わないことから、問題はありません。

なお、補足ですが、隣接農地については承諾を得ておりませんが、お手元資料、最後のページ、76ページに記載した事情のとおり、影響はないとの判断からであり、そのことについては現地調査の中で地元委員のご了解もいただいております。

現地調査については、6月24日木曜日に実施し、一日立会委員、〇〇委員、地元農業委員、地元推進委員に現地確認をいただきました。

長々となりましたが、事務局からの説明は以上です。ご審議よろしくお願ひします。

議長 はい、ありがとうございました。

説明が終わりましたので、去る6月24日に実施いたしました現地調査の結果、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立会委員から一括して報告をお伺ひします。

委員 6月24日、一日立会人として現地立ち会いをいたしました。まず、No.

1ですが、この件については、前面が幹線道路に面しており、周囲は実質的に譲受人の利用地に囲まれている状況で、水路も確保されるとのことで、むしろ結果的には整備されるのではないかと思います。ということで、問題はないと思われます。

その次、2番ですが、伊香立南庄町。こちらについては、土地の利用がしづらい地形の中であって、実質的には自宅敷地の拡大事案と捉えられ、特段の問題はないと思われます。

それから、No. 3ですが、真野一丁目の案件です。これにつきましても、不本意な形での申請とはなっておりますが、周囲の状況から特段の問題はないと思われます。

それから、No. 4の真野一丁目字椿。この件については、半分ほどが擁壁に囲まれ水はけの悪い耕作しづらい土地であり、水路も確保されるとのことで、周囲の影響も少なく問題はないものと思われます。

それから、5番については、近隣住民との合意に時間を要しているものと思われます。誰でもお分かりかと思いますが、現状を変更しようと思ひますと、なかなか、はい、そうですかということで賛成を得られないのが現状かと思ひます。そんな中で時間がかかっていると思ひますが、農転については周囲の農地への影響等については特段ないと思ひますので、各方面の法令に適応するものとして農転については、問題ないものと思ひます。

それから、No. 6のほうですが、大石淀三丁目です。まわりは農地に囲まれており、その点では問題ですが、ほとんどが遊休地となっているという実態からすれば、やむ得ないものと思われます。そして、今の譲受人が娘婿に当たる方とのことで、その辺の関係からも今までのような格好になっていたのかと思われます。

それから、No. 7の新免二丁目のほうについては、水路に沿った畝状の土地で、既に宅地の一部として取り込まれているとのことで、特段の問題の発生は考えられませんので問題ないと思ひます。

以上、報告させていただきます。よろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、地元委員の意見をお伺ひします。No. 1の北比良につきましても、地元委員にご意見をお伺ひします。

委 員

この土地はずっと不耕作地でございまして、今回、先ほど事務局も申し上げましたとおり、周辺農地に問題もありません。不耕作地の解消にもなりますので、どうかよろしく御承認いただきたいと思ひます。

以上です。

議 長

続きまして、No. 2の伊香立南庄町について、地元委員にご意見をお伺ひします。

委員 当申請地は、〇〇さんの自宅の真横で、譲受人の〇〇氏と〇〇氏は親子で、今現在、ハウスにてトマト、イチゴを頑張ってやっておられます。それで、〇〇氏が南庄へ帰って来て一緒に住むようなことになっていますので、若い人が帰って来て農業をするということはいいことだと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。  
続きまして、No. 3 及びNo. 4 の真野一丁目、No. 5 の真野普門三丁目について、地元委員、一括してご意見を願います。

委員 まず、No. 3 の真野一丁目の農地転用ですが、これは周囲は申請人の土地であり、何ら問題なく説明されたように半分はもう露天駐車場、もしくは資材置場になっており、あと残りも宅地に変更して息子さんの家を建てるとのことになっていますので、何ら問題ないと思いますので、よろしく願いします。

続きまして、No. 4、真野一丁目の土地です。これも今現在、休耕中の田んぼのところを地目変更で宅地にして家を建てるとのことですので、水路やらを確保されますので何ら問題ないと思います。ご審議のほど、よろしく願います。

No. 5、問題的なところですが、図面でも結構大きい事業です。隣接の〇〇さんの土地は、先ほど説明あったように、作っておられるところもありますが、現在、休耕地になっています。その隣の〇〇番、下側に少し大きめの田んぼがありますが、ここの水路はまた別の場所から来ています。52 ページを見てもらったら、左端の下側、分かりますか。左端のちょうど道の角っこのところにバルブがあり、そこからの水路で下のほうまで水路でずっと引いておられます。先ほど雨量の排水図面にありましたように、ここの水路を利用して排水する可能性があるのです。それとあと、さらに下に〇〇池があり、最終的にはそこへ入って、またその下の田んぼへ、水路になると思います。

ただ、転用的なことについては、私の意見としては何とも言い切れないのですが、皆さん、どう言ったらいいのかな、土地周辺の団地、〇〇側、あと〇〇農業組合、土地改良区、それと〇〇自治会との協議はまだきちつとはされてないとのことですので、その辺を確認して審議していただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。  
続きまして、No. 6 の大石淀三丁目について、地元委員にご意見を伺います。

委員 この大石の申請地については、そこに書いてありますように、大津クリーンセンター処分場の東250mとのこと、大石の緑地スポーツ村がすぐ近

くにありますが、今休耕地になっているところが多いのですが、既に〇〇番が露天駐車場という形で使われているが手狭とのことで、〇〇番もということになります。特段農地等と隣接する部分についての影響はほとんどないと判断します。ですので、問題はないかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議 長           はい、ありがとうございました。  
                  続きまして、No. 7 の新免二丁目について、地元委員にご意見を願ひします。

委 員           この案件は、事務局より報告がありましたように、去る6月24日に土地家屋調査士さんと譲受人〇〇氏、一日立会委員と〇〇委員、そして〇〇推進員とともに立ち会いをさせていただきました。

説明は重複する部分があるかと思ひますが、位置的には田上中学校から南東へ約500mのところ、山合いの近くです。この案件は譲受人が経営する〇〇の隣接する土地なんですけども、地目は田となっております。以前、〇〇氏が店舗付住宅を購入された時点で、分筆されていた土地が残っていたということです。その部分を宅地化されており、現況は既に境界が分からなくなっております。ということで、ここに顛末書が添付されております。この土地はわずか16㎡しかなく、田んぼとしての機能がありません。それから、隣接するところに田んぼとして登記されているところはあるのですが、実際はもう草がぼうぼうに生えて管理もあまりされてないので、隣に影響するということは特にないとのことです問題ないと思ひます。  
ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長           はい、ありがとうございました。  
                  それでは、何かご意見ございましたらお願ひします。

委 員           真野一丁目の太陽光ですが、周りに住宅が建っていますね。農地転用に関しては問題ないかと思ひますが、ゆくゆく太陽光をされる時に、住民の条件に合ったような話ができるか、できないか、農業委員会としては、太陽光だということで許可することになると思ひますが、そういうところはどうか。

事務局          今、〇〇委員さんがおっしゃった部分、特に住民さんはどうなのかというところについては、よくご承知いただいておりますとおり、直接、農地転用の手続でフォローする部分ではございません。住民さんの意見は全て無視なのかということですが、それに関しては、先ほど詳細は何もご説明しておりませんが、大津市の太陽光発電設備の設置に関する条例で、今時点で流れていっている中で、地元周辺住民への周知というものがござひます。この両面のパンフレットで言ひますと、大津市の地図が描いてないほうをご覧

になってください。この中で言うと左下ですね。設置工事の許可等の標準的な流れというのがざっと書いてあるのですが、左から三つ目です。周辺住民等への周知というのが今おっしゃった部分です。一つ、周辺住民への周知というのは、立て看板を立てて周知せよというのも定めがあって今立てていますし、今現在、ここ真野学区と真野北学区と隣接しているような地域になり、それぞれの地域の方に対する住民説明会についてもせよという話もありますし、当然しないといけないだろうということもございまして、今、説明会はされているとのことです。

ただ、農地転用ですが、住民さんの意見を全て取り入れないといけないとか、入れたらいけないとか、そういうところで考えるものではございませんので、あくまでも周辺住民の方に対する調整は太陽光条例でやっていくべきということでご理解いただければと思います。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。

委員 今回の太陽光発電の関係です。大石地区の規模的には小さいのですが、あちらこちらに太陽光発電が設置される状況が多々見えます。今回の場合は相当でかい規模ですが、これは売買になっているのです。大石地区も売買が多いのですが、売買すると、いわゆる会社のものという形になると思います。これは今後、太陽光発電がどれだけ発展するかというのもあるのですが、ポシャってきいたらその後の土地は、今、基本的にやっておられるのはそのままの土地、いわゆる盛土も何もしない、アスファルトとかそういう形もしない、ただ単にパネルを置くという格好が相当多いのです。外したら農地に戻るわけですが、その後に決まりがあるのかないのか。例えば、いつまでとかいう年限が決まっているのか、決まってないのか、その辺によって地元の了承も変わってくるだろうと思うのです。例えば、10年だよとなったら、10年間だったらという考え方も出るでしょうし、いや、10年だったらちょっとまずい、5年のほうがいいなというふうな形になるのか分からないのですが、そういう決まりがあるのか、ないのか。ただ単に保全しなさいよというのは分からないことはないのですが、もう駄目になってきたら、ポシャってしまって、その設備とかそのまま放ったらかしなのかというところ辺が、今後、太陽光発電が発展するのは別に構わないですが、農地転用という意味では農地を転用されているのでいい、不耕作だから転用すればいいだろうということだと思うのですが、では、もともとの農地転用をあまりやってはいけないという許可制にしておる意味とは一体どこにあるのか、その辺がちょっとよく分からないのですが。

事務局 ご意見ありがとうございます。大石地区以外でも津市内もそうですし、全国的にもそうなのですが、太陽光発電設備はあちこちで設置が進んでいます。

今回、許可と申し上げたのですが、基本的に略称太陽光条例に関しては、事業区域が1000㎡超であるとか、高低差が13m超とか、50kW以上とかメガソーラーであるとかそういうイメージですが、そういうものは太陽光条例の許可の対象なのですが、それを下回るものについては許可が要らないと、まず切り分けがされています。大津市で今、多分三つ目ぐらいなのではなかったかと思っていまして、今年の2月ぐらいに小松のほうでも許可いただいたのが二つ目、もう一つ前にも新免だったかであったのが一つ目ぐらいなので、基本的に許可というのはいらない、そこまでの規模にはなっていないというふうにご理解をいただけたらいいかと思えます。

太陽光設備を何年しないといけないとかそんなことは定めは特になくて、逆に太陽光パネルはそれなりの金額がしますので、個人さんがされても何千万、これでしたら多分何億とかそういうぐらいになるので、5年で撤去はまずあり得なくて、よく聞くのは太陽光パネルは20年ぐらい置くというのが何となく聞いていることです。ですから、20年は置くんだらうと。そんなものでやって、やっとペイできて、ちょっと利益が出てというものなのだろうなとご理解をいただけたらいいのかと思えます。

あと、農地転用に関しては終わりですが、撤去までちゃんとできるのかということに関しては、農地法でそこまでなかなか抑えられない分ですし、FIT法というこの太陽光、国、経産省が押し進めている法律があるのですが、どちらかというところ、一定、こういう預託金を用意しなさいよとか、撤去費用も見込んだ形で予算を取っておきなさいとか、もっと言ったらプールしておきなさいというのは、そちらの法律で決めている部分になるかと思えます。

ただ、取決めなので、それを本当にちゃんとできているのか、そこまでを抑える権限も、少なくとも農業委員会にはございませんので、あくまでも事業者がちゃんとやっているかどうか、そこになってくるのかとは思っています。

〇〇委員がおっしゃったように、撤去したら、それはまた農地に戻るんだらうというのをございますが、20年先のことなので本当に地権者さんが20年、どうされるか、今回でしたら購入なので事業者の土地になるわけですが、その時に、事業者が改めて太陽光を更新、リプレースするのか、それとも違うことを考えるのか、それは先の方に送らないとしょうがないのかなと個人的には思っています。

以上です。

議長 はい、ありがとうございます。そのほかご意見ございますか。

委員 何回もすみません。ちょっとお伺いしたいのですが、この土地は太陽光の土地ですが、学区としたら真野学区に入っているのですか。真野北学区とあそこは二つありますね。

事務局 一応、地番的には真野普門ですので真野学区、隣接というか、大半は道路隔てて〇〇なので真野北学区ということになりますから、説明会は両方合同でされたというふうには聞いています。  
以上でございます。回答になっておりますでしょうか。

委員 一応、説明会をしたということで、同意は得られなくてもこの太陽光はできるのですか。本来の農業委員会とは別個の話ですので、根底の話は転用の話ですので。

事務局 〇〇委員さん、おっしゃってくださっているのは、周辺住民さんへの周知で真野学区であったり真野北学区の同意が得られているのかということでございます。これに関しては、今時点で説明会がなされている、また継続して行われる予定だということの確認はしていますが、同意が得られなくても十分に説明がなされていくと、一定、これは開発調整課が主担当になりますのでその判断を待つのですが、大津市としてきちっと説明会を何回もしてやむなしという判断になれば、次の段階に流れていくと。あとは、条件のすり合わせであったりとかうまくなるのか、それとも話を聞いてもらえなくて次に流れていくのか、ちょっとそこは見てみないと分からないということですが、農地法に関しては、ご承知いただきながら質問して下さっているのだと思っているのですが、周辺住民の方がどうであろうと、というところでご判断いただくしかないかと思っています。  
以上です。

議長 よろしいですか。ほかに何かご質問ございますか。

(なしの声)

議長 ないようでしたらお諮りします。No.1につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。  
続きまして、No.2につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。  
続きまして、No.3につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.3は許可することに決定いたします。

続きまして、No.4につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.4は許可することに決定いたします。

続きまして、No.5につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 多数により、議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.5は許可することに決定いたします。

続きまして、No.6につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.6は許可することに決定いたします。

続きまして、No.7につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.7は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第49号については、利害関係人であります9番〇〇委員につきましては、ご退席いただきます。

(〇〇委員 退席)

議 長 それでは、議案第49号 農用地利用集積計画について。このことについて本定例総会の議決をもとめる。令和3年7月13日提出。大津市農業委員会 会長 橋本正和。農林水産課の説明を求めます。

農林水産課 (農林水産課 説明)

議 長 はい、ありがとうございました。説明が終わりましたので、何かご意見は

ございますか。

(なしの声)

議 長            それでは、ご意見もないようですので、お諮りします。  
許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長            挙手全員により、議案49号 農用地利用集積計画については妥当との意見を  
津市長宛てに回答することにいたします。  
それでは、再度、9番 ○○委員にお入りいただきます。

(○○委員 着席)

議 長            それでは、ここで一旦議案の審査を終了いたします。司会を副会長に交代  
させていただきます。お願いします。

副会長            それでは、続きましては報告案件です。報告第71号 農地法第4条第1  
項第8号の規定による農地転用届出について、報告第72号 農地法第5条  
第1項第7号の規定による農地転用届について、報告第73号 農地法第1  
8条第6項の規定による届出について、報告第74号 農業者証明につい  
て、報告第75号 農地法第3条の3第1項の規定による権利取得の届出に  
ついて、以上一括して事務局の報告を求めます。

事務局            (事務局、報告)

副会長            ありがとうございます。  
続きまして、報告第76号 転用届出・許可分の現地確認について、事  
務局の報告を求めます。

事務局            (事務局、報告)

副会長            ありがとうございます。  
それでは、これもちまして農地係の案件を終了いたします。  
これより暫時休憩で、15時20分に再開でお願いします。

< 再開 >

議 長            時間になりましたので、再開させていただきます。  
なお、後半部分についても、事前に質問等はありませんでしたので、ご

意見のみについて、後ほどお受けします。

では、議案第50号 「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について、事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、説明)

議長 ただいまの説明について、何かご意見ございましたら、お願いいたします。

(なしの声)

議長 それでは、意見もないようですので、お諮りいたします。議案第50号 議案第50号 「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について、この内容にご異議はございませんか。

(異議なしの声)

議長 ありがとうございます。異議ないものとして、議案50号につきましては、農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、大津市のホームページで公開することといたします。

次に、報告案件に移ります。司会を西村副会長に交代いたします。お願いいたします。

副会長 では、報告第77号 令和4年度予算編成に係る大津市農業委員会の意見書について事務局よりご報告をお願いします。

事務局 (事務局、報告)

副会長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、何かございましたら、お願いします。

事務局 あと、修正点といたしましては、委員から御指摘ありまして、2ページ目の真ん中、耕作放棄地の発生防止と解消、中山間地のほうですが、一応制度的に緩和されたというご指摘がございましたので、継続的に支援されたいという訂正をさせていただいた上で、今後役員会での協議をしてやってまいりたいと思っておりますので、改めましてよろしくお願い申し上げたいと思います。

事務局 先ほど休憩時間中に〇〇委員とお話しさせてもらっていたのですが、最後の地目が農地の敷地における建築確認の件です。この件については、一日で

も早く要請したほうが良いという意見を伺っております。その関係で今回、報告事項という形でこの意見書を上げさせていただいているのですが、この意見書についてはあくまでも次期新役員で相談をかけて、また議案として上げさせていただきたいと思っておりますが、この地目変更については、この内容をもって、少しです・ます調を変えろという形になっていくかと思いますが、この部分については前もって大津市長ではなくて都市計画部長宛に現会長名で依頼という形で出させていただきたいと思っております。

今回議案ではございませんので、報告事項にはなっておりますが、この件だけはご了承いただければ、たちまち今の会長の名前で都市計画部長宛に依頼を出していきたいなと思っておりますので、ご審議のほう、よろしければお願いしたいと思います。

以上です。

委員　この5ページ目の都市農業に対する検討というところで、生産緑地の指定によって、農業経営者の固定資産税が軽減されるようなことが書いていますので、生産緑地の指定って大津市はしているのですか。

事務局　一応、生産緑地制度については、都市計画法に基づく指定案件になってございますので、そういう要望があれば、従来、法に基づいては3大都市圏内ということで、大津市はそもそも3大都市圏ではないのでできないという見方をしておったのですが、緩和されて一応できそうだとということで、和歌山とか金沢とか長野は先行してやり始めているという情報がございますので、大津市としても都市農業の安定した経営、継承のためは、こういう制度が必要だということで、農林水産課のほうも新たな農業ビジョンの中で一応検討という言葉を入れましたので、農業委員会としてもそれをバックアップする意味あるいは個々の農業委員の都市農業を支える意味でのこういう要望をしていったらどうか、意見を述べたらどうかということでまとめさせていただいております。

以上でございます。こんなものでよろしいですか。

副会長　先ほどの地目の件について、都市計画部長に意見を文書として出すということについてご承認いただけるでしょうか。この件についてご異議ない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

副会長　ありがとうございます。

事務局　単独で会長名で都市計画部長なり市長の幹部に要請するという形での要望書を作って、先にするのですね。分かりました。

副会長            ありがとうございます。ほかには。

(なしの声)

副会長            なければ、本日時間もございませんので、これで一応終了といたしたいと思  
います。この件につきましては、まだ時間ございますので、今後の役員会  
で調整しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願  
いいたします。

続きまして、報告第78号 広報誌「みどりのこだま」9月15日号に  
ついて、事務局より報告をお願いいたします。

事務局            (事務局、報告)

副会長            ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について何かございま  
すでしょうか。

(なしの声)

副会長            なければ、続きまして、その他、事務局より何かありますか。

事務局            (事務局、その他を報告)

副会長            ありがとうございます。

それでは、何か最後でございますでしょうか。

特にないようですので、本日は慎重にご審議をいただき、皆さんの御協  
力をおもて無事終わりましたことを厚くお礼申し上げます。私事ですが、  
昨年、第24期の農業委員を初めて仰せつかり、右往左往して皆さん  
にはいろいろと御迷惑をおかけしたものと思っております。この場をおかりし  
お詫び申し上げます。何とかこの1年間、今日を迎えることができました。  
これは皆さんのご支援の賜物と深く感謝いたしております。

また、今回で役員の任期が満了とのことで、この1年間ご支援いただき  
ましたことを役員一同、厚くお礼申し上げます。

それでは、これをおもて、第13回定例総会を閉会いたします。本  
日はどうもありがとうございました。

## 議事録署名委員

議長（橋本 正和 委員） 印

委員（森元 直紀 委員） 印

委員（森田 康裕 委員） 印